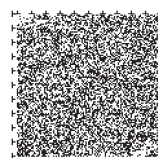
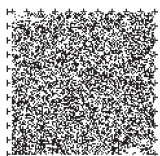


第3編 計画の推進に向けて



作：茨内地域生活支援センター折り紙くらぶ





第1章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理と分析・評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

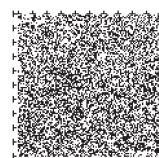
（1）PDCAサイクルの導入

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

計画 (Plan)	「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスなどの見込量の設定やその他確保方策などを定めます。
実行 (Do)	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
評価 (Check)	成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい児者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析及び評価を行います。
改善 (Act)	中間評価などの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画などの見直しを実施します。

（2）分析・評価・見直し

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい児者施策や関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として、分析及び評価を行い、柏崎市障害者福祉推進会議などの意見を聴くとともに、その結果について公表します。

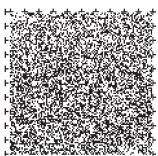


2 計画の推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、雇用、教育、文化、住宅など多様な分野の関係機関や関係団体との連携が必要です。

本市では、平成 19（2007）年に刈羽村と共同で「柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会」を設置し、障がい福祉計画などを推進するために、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健、医療、雇用、教育、行政などの関係機関が相互に連絡し合い、情報を共有し、連携を図りながら障がいのある人の住み慣れた地域での支援体制の整備などについて協議を行っています。

また、平成 26（2014）年4月から市長の附属機関として、障がい者団体や障がい福祉事業所の代表者など、医療、雇用、教育、一般市民などから構成される「柏崎市障害者福祉推進会議」を設置し、障がい福祉計画などの策定に当たって、意見を聴取し、計画の進捗状況の確認、評価、見直しを行っています。



計画の推進体制

